

## 議長

農業委員現在数14名、出席13名、欠席1名、よって会議は成立いたしました。  
これより令和7年度第3回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第4番八木委員さん、第5番久保田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

5月26日 前回総会の終了後に第1回 農政部会を開催しました。加藤会長、石川職務代理、部会の方々に出席をいただきました。5月28日 令和7年度 全国農業委員会会長大会が渋谷公会堂で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。5月29日 農業振興地域整備促進協議会を市役所で開催いたしまして、石川職務代理にご出席をいただきました。5月30日 青梅市経営者クラブの役員会が市役所で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。6月9日 霞園芸生産組合第54回の通常総会が霞共益会館で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。6月12日 親子農業体験会の準備の代掻きを、経営部会と加藤会長と石川職務代理にご出席をいただきました。6月13日 西東京農協の青壮年部の通常総会が開催され、加藤会長にご出席をいただきました。6月14日 親子農業体験会の田植えが行われ、加藤会長、石川職務代理、経営部会の方々に参加をいただきました。6月17日 東京都農業会議の第137回 通常総会と、令和7年度 事業推進委員会が開催され、加藤会長にご出席をいただきました。6月18日 農業祭実行委員会が市役所で開催され、加藤会長にご出席をいただきました。6月25日 総会開始前ですが農政部会を行いまして、加藤会長、石川職務代理、部会の方々にご出席をいただきました。諸報告につきましては以上になります。

## 議長

以上で報告を終わります。

## 議長

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」7件を上程いたします。

なお整理番号1番については私に関係するものでございますので、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、退席します。

審議進行は石川会長職務代理にお願いします。

## 議長（石川委員）

それでは代わりに進行させていただきます。

整理番号1番については担当委員の私から説明します。

## 委員

議席番号11番 石川です。

整理番号1番について説明します。

6月12日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は自宅前の一団の畑です。ここには東京都の委託苗木で黒部ツツジや、キュウリ、落花生、ジャガイモ、トウモロコシ、ネギ、大根、トマト3種類ほど作られていました。また田植え前ということで稲の苗もありました。ビニールハウスが1棟あり、キュウリ、ナスがありました。ここでは小豆を作るそうです。

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

この3カ所は天皇塚水田にあり、今までは1年おきにお米を作っていたのですが、ここが畑地化になることが決まっています、出来れば貸借していきたいと言っていました。春先に草刈りをしたそうですが少し伸びてきていて、田植えが終わったら草刈りをするとおっしゃっていました。

## 委員

地番、地目畑、面積

ここには東京都の委託苗木でサツキが植えてありました。面積的に6アール分、植えてあるそうです。空いている所がありましたが、また東京都の委託苗木を植える予定だそうです。

小さな草が生えていましたが、田植えが終わったら草刈りをするとのことでした。作物も全体的によく育っており肥培管理がされていることを確認しました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長（石川委員）

それでは、先に整理番号1番の採決を取ります。

本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」整理番号1番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長（石川委員）

整理番号1番の審議が終了しましたので、加藤会長には自席に着席をしていただくようお願いします。

## 議長

それでは引き続き審議させていただきます。

整理番号2番については八木委員さんに関係するものでございますので、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、八木委員さんには退席いただきます。

## 議長

それでは整理番号2番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号2番について説明します。

6月19日 事務局1名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここは自宅に接しています。東側は河川敷にあたりまして調整区域が広がっている状況です。ここにはサトイモ、インゲン、ジャガイモ、サツマイモ、キウイ、ネギ、大根、オクラ、ナス、トマト、柿5本が栽培され、畑については雑草の管理も行き届いております。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

先に整理番号2番の採決を取ります。

本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」整理番号2番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

整理番号2番の審議が終了しましたので、八木委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

## 議長

次に整理番号3番・4番・5番について久保田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号3番について説明します。

6月19日 本人立会いの下、事務局1名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは自宅の南側と北側に接した2カ所です。ここにはウメ6本、柿、ミカン、ナシ、レモン、その他にトマト、ネギ等が栽培されておりました。果樹の下草は、若干繁茂していましたが、一部は刈り取りがされていまして、順次行うということです。

整理番号4番について説明します。

6月19日 本人立会いの下、事務局1名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここには、ウメ10本、柿、ビワ、栗、ブルーベリー、キウイの他に、イチゴ、トマト、ネギ、トウモロコシなど季節の野菜が、良好な管理の下で栽培されておりました。

整理番号5番について説明します。

6月19日 本人の長男、事務局1名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

該当地は北に向かって傾斜していますが、その先は急な崖をなしています。ここにはウメが20本、柿1本が植えられていまして、過去3年間の様子を見てみますと、東側から真竹が侵入しております。そして多年草のカヤなどがはびこって若干心配し

## 委員

ていたのですが、調査当日にはきれいに刈られていました。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号6番について、鈴木委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号6番について説明します。

6月20日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

こちらは一団の畑で、上の3筆が傾斜地になっています。こちらは耕作は難しいということで栗や梅が植えられています。残りの土地は平地になっていて、ブルーベリー、スイカ、カボチャ、ジャガイモ、トウモロコシ、ニンジンなど夏野菜が植えられていまして、残りの土地にはヒマワリの種が蒔いてあると話されていました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここの3筆は自宅の横の土地になります。ここには主に梅18本、柚子が植えてあります。空いている土地には夏野菜のジャガイモ、トマトなどが植えてありました。全体を通して草刈りもされておりまして、良好に管理されている土地になっています。

よろしくご審議をお願いします。

## 議長

次に整理番号7番について、松永委員さんの説明をお願いします。

## 委員

推進委員 松永です

6月18日 本人の息子、事務局1名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここにはビニールハウスがありまして、親子で野菜苗と花の苗の販売を行っております。ビニールハウスには、コキア、マリーゴールド、ペチュニア、日日草、ヒマワリ等が生育されていました。ハウスの外にはブロッコリーが生育されていました。苗は5千から6千ポット育苗しているそうです。春先にはナス、キュウリ、トマトを生産販売し、秋にはパンジーの苗を生産販売していくそうです。

地番、地目畑、面積

ここには一面ブルーベリーが定植されています。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここにはネットは張られていないのですがブルーベリーが定植されておりました。空いているところはトラクターで耕耘されており、これからタマネギを植える予定だそうです。ブルーベリーの剪定は1月から2月、収穫は7月から行うそうです。全体では130本ほどのブルーベリーが植えられているそうです。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。御質疑ございませんか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」残り5件については原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」2件を御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の                      さんから譲受人の                      さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

## 事務局

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第5号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第6号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、果樹をつくる計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、6月20日に新井委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号2番

こちらは、譲渡人の                      さんから、譲受人の                      さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を作る計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

## 事務局

なお、現地調査でございますが、6月20日に天野委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号8番 新井です

整理番号1番について説明します。

ブルーベリー、ネギ、ナス等が植えられていまして、耕作していることを確認しましたのでよろしいかなと思います。

## 議長

次に整理番号2番について、天野委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

推進委員 天野です

整理番号2番について説明します。

6月20日 本人立会いの下、市の担当者の方と現地調査を行いました。縦長の土地で、小道から上を見上げるという形で現地調査を行いました。この土地の北側の一部にフキを植えて、これを全面に増やしたいとおっしゃっていました。上の方はサクラの木が植えてあるのですが、その間に梅を植えるそうです。このフキと梅を植えるのは意味があるそうです。この辺りは鳥獣の被害が多く、何を植えても取られてしまうだろうということでフキを植えたそうです。調査の日も上の方でサルを目撃しました。問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について(移転)」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第3号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第3号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみでの判断で非農地の証明を行うことができます。

整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第3号別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。

(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第3号別紙2および3は現況写真になります。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規に

## 事務局

あります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」「イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」の両方に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の6月20日に新井委員と行き、加藤会長と町田部会長には現地の状況について説明しております。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号8番 新井です

整理番号1番について説明します。

本人もここに土地があることを知らなかったというか調査をしていなかったようです。トンネルの上で今は竹藪になっています。トンネルまでは行けましたが…という感じです。よろしくご審議お願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件を上程いたします。それでは事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明いたします。

それでは議案の5ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第3号 整理番号1 別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借です。  
契約期間は2025年8月1日から2035年7月31日までの10年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 整理番号1 別紙2》の調書を御覧ください。





## 議長

次に整理番号2番について、影山委員さんの補足説明は何かございませんか。

## 委員

推進委員 影山です

整理番号2番について説明します。

さんには農業を頑張っていたきたいです。あとは事務局の説明の通りです。よろしくご審議お願いします。

## 事務局

訂正をさせていただきます。

議案第4号は中間管理の議案になりますので、使用借人と使用貸人の間に農地中間管理機構の東京都農業会議が入ります。よろしくお願いたします。

あと整理番号1番2番は10年間の貸借になりますので修正の方をさせていただきます。2035年7月31日までの10年間になります。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、1件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、2件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、9件で3ページから4ページに記載されたとおりです。

次に「耕作証明書について」は1件で5ページに記載された通りです。

## 議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時10分から開会いたします。